

## 第 6 章 包括外部監査の結果－強制徴収債権（その他）

### 第 1 下水道使用料

#### 1 監査対象部署

下水道営業課，水道局

#### 2 監査対象債権の概要

##### (1) 徴収の根拠

下水道使用料は，下水道法 20 条，下水道条例 24 条 1 項により，公共下水道の利用者から使用料を徴収すると定められている。

##### (2) 使用料

下水道条例 22 条 2 項及び同条 3 項は，1 月の使用料を次のとおり区分して定めている。

ア 汚水（公衆浴場用及び水道水以外の水を事業用（公衆浴場用を除く。以下同じ。）に使用する場合を除く。）に係る 1 月の使用料の額

次の表により算定するものとし，基本料及び汚水の量に応じ各段階ごとに算定して得た額の合計額に 100 分の 108 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額）とする（ただし書き省略）。

基本料	1 段	2 段	3 段	4 段	5 段	6 段	7 段
538 円	10 m <sup>3</sup> まで	10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで	20 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	50 m <sup>3</sup> を超え 200 m <sup>3</sup> まで	200 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> まで	500 m <sup>3</sup> を超え 1,000 m <sup>3</sup> まで	1,000 m <sup>3</sup> を超える部分
	1 m <sup>3</sup> につき 62 円	1 m <sup>3</sup> につき 158 円	1 m <sup>3</sup> につき 200 円	1 m <sup>3</sup> につき 255 円	1 m <sup>3</sup> につき 341 円	1 m <sup>3</sup> につき 392 円	1 m <sup>3</sup> につき 424 円

イ 水道水以外の水を事業用に使用する場合の汚水に係る 1 月の使用料の額

汚水の量に応じて次の表の各段階ごとに算定して得た額の合計額に 100 分の 108 を乗じて得た金額（その額に 1 円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額）とする。

1 段	2 段	3 段	4 段	5 段
200 m <sup>3</sup> まで	200 m <sup>3</sup> を超え 300 m <sup>3</sup> まで	300 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> まで	500 m <sup>3</sup> を超え 2,000 m <sup>3</sup> まで	2,000 m <sup>3</sup> を超え る部分
1 m <sup>3</sup> につき 128 円	1 m <sup>3</sup> につき 170 円	1 m <sup>3</sup> につき 237 円	1 m <sup>3</sup> につき 300 円	1 m <sup>3</sup> につき 374 円

ウ 公衆浴場用の汚水に係る 1 月の使用料の額

次の表の種別ごとに算定するものとし、基本料及び汚水の量に応じ算定して得た額の合計額に 100 分の 108 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

種別	基本料	1 m <sup>3</sup> につき
水道水	270 円	32 円
水道水以外	なし	32 円

エ 流通団地処理区域の汚水に係る 1 月の使用料の額

汚水の量 1 m<sup>3</sup>につき 288 円とし、その算出して得た金額に 100 分の 108 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

### (3) 汚水の量の算定方法

汚水の量の算定方法は、次のとおりである（下水道条例 23 条）。

- ア 水道又は工業用水道による汚水の量は、水道又は工業用水道の使用水量による。
- イ 前号以外による汚水の量は使用水量とし、その算定については市長が規則で定める。
- ウ ア，イにかかわらず、水を製品に使用する場合その他規則で定める場合の汚水の量は、市長が別に認定する。

### (4) 下水道使用料の管理

下水道使用料は、水道による汚水に対する使用料とそれ以外のものに大きく区分される。

水道による汚水に対する使用料は、市長の権限に属する事務の

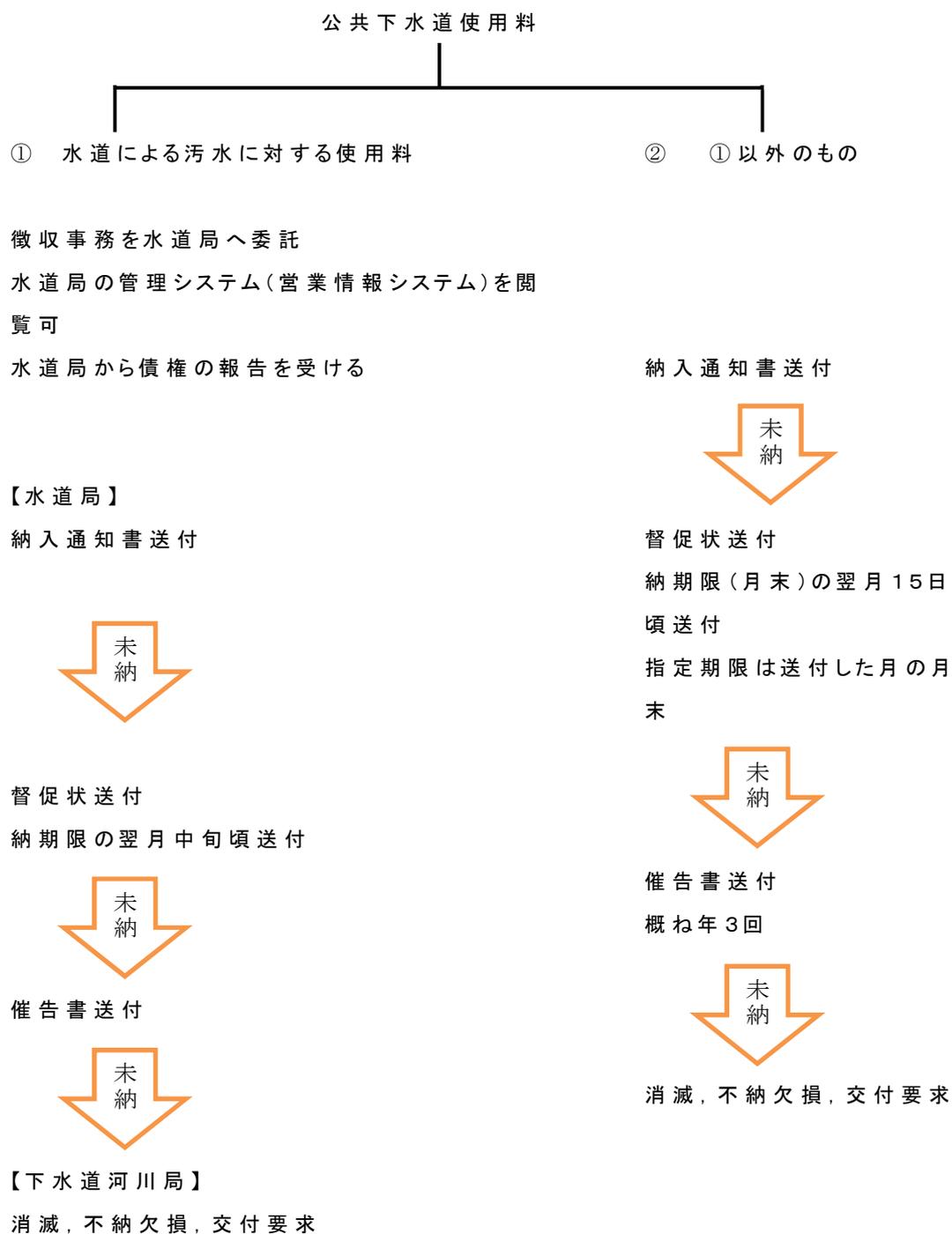
委員会等への委任及び委員会等の職員による補助執行に関する規則 4 条により、岡山市水道事業管理者へ委任されている。また、水道局徴収事務委任規程 2 条 1 項 2 号は、水道事業管理者は徴収事務のうち管理者が使用料の徴収の委任を受けた公金を徴収する事務を委託できると定めており、水道事業管理者である水道局は、水道による汚水の使用料の徴収事務を株式会社第一環境に委託している。株式会社第一環境は、水道料と共に下水道使用料の徴収事務を行っている。

水道による汚水に対する使用料は、水道局の管理システムによって債権の管理がされているが、この端末が下水道営業課にも配置され、債権回収状況等が毎月下水道営業課へ報告されている。

一方、水道による汚水に対する使用料以外のものは、下水道営業課が徴収事務を行っている。この債権は、下水道営業課の管理システムによって債権の管理がされている。

- (5) 債権管理の事務執行のフローは、**下水道営業課資料 1**のとおりである。

## 下水道営業課資料 1(下水道営業課提供)



### 3 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

水道による汚水の下水道使用料の現年収入額及び現年収入未済額は各年度の翌年度5月末時点、井水による汚水の下水道使用料の現年収入額及び現年収入未済額は各年度の翌年度4月末時点で集計した。これは、各年度末時点で集計すると、下水道使用料が、公営企業会計であり、滞納が生じていない正常未済額も収入未済額に含まれることから、各年度末の収入未済額から正常未済額を除くために行った。

単位：円

下水道使用料 (水道による汚水)		平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	現年	10,004,744,836	10,017,701,073	10,092,603,979
	繰越	1,798,985,329	1,785,451,153	1,779,082,522
	合計	11,803,730,165	11,803,152,226	11,871,686,501
収入額(現年は翌年度5月末時点)	現年	9,913,654,850	9,943,082,343	9,998,274,208
	繰越	1,731,208,181	1,724,696,397	1,721,839,364
	合計	11,644,863,031	11,667,778,740	11,720,113,572
収入未済額(未還付除く。現年は翌年度5月末時点)	現年	91,089,986	74,618,730	94,329,771
	繰越	52,854,645	49,989,877	47,043,113
	合計	143,944,631	124,608,607	141,372,884
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	14,922,503	10,764,879	10,200,045
	合計	14,922,503	10,764,879	10,200,045

単位：円

下水道使用料 (井水による汚水)		平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	現年	361,052,981	320,300,339	312,858,829
	繰越	28,696,949	26,828,451	21,059,048
	合計	389,749,930	347,128,790	333,917,877
収入額(現年は翌年度4月末時点)	現年	360,563,486	319,817,250	312,383,173
	繰越	27,324,221	25,641,789	19,961,119
	合計	387,887,707	345,459,039	332,344,292
収入未済額(現年は翌年度4月末時点)	現年	489,495	483,089	475,656
	繰越	682,116	630,054	547,521
	合計	1,171,611	1,113,143	1,023,177

不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	690,612	556,608	550,408
	合計	690,612	556,608	550,408

#### 4 指摘・意見

##### (1) 納付相談（井水による汚水・水道による汚水）

###### 意見 19・下水道営業課，水道局

納付相談の際に滞納者から聴取すべき資産・負債，収入・支出等の項目を盛り込んだ書式を作成するのが望ましい。

###### （事実）

下水道営業課・水道局によれば，納付相談では，滞納者から分納計画を聴取しているが，滞納者の資産・負債，収入・支出等について聴取していない。また，聴取すべき項目を定めた統一の書式を用意していない。

###### （理由）

納付相談の際に，滞納者から資産・負債，収入・支出等の項目について聴取すべきであるし，また，滞納者から聴取すべき項目について，担当者の経験の程度により差が出ないようにする必要がある。

##### (2) 所在調査（水道による汚水）

###### 指摘 26・下水道営業課，水道局

水道局は，下水道営業課との連絡を密に行い，下水道営業課と連携して，所在が把握できない滞納者の所在調査及び徴収に努めるべきである。

###### （事実）

下水道営業課は，下水道使用料の徴収事務を水道局に委託している。

水道局は，滞納者に納入通知書が到達しない場合，近隣住民から滞納者の事情を聴取する。滞納者が住所地に居住していないことが判明した場合，滞納者の住民票を調査するが，住民票の異動がない等のために滞納者の所在を把握できない場合であっても，水道局は，それ以上の所在調査を実施していない。

水道局は，毎月，下水道営業課に対して，水道局から滞納額上位最大 240 人を報告しているが，この報告の中には，所在が把握

できない滞納者に関する情報が含まれている。しかし、水道局として当該滞納者の所在調査を尽くしたと考えているのか否かについては報告していない。下水道営業課は、水道局の報告から所在が把握できない滞納者が存在することは認識しているものの、下水道営業課として当該滞納者の所在調査を実施する必要性までは認識できていない。

その結果、水道局が当該滞納者の所在調査を尽くし徴収困難と考えた場合、当該滞納者に対する下水道使用料の徴収事務が停滞している。

**(理由)**

下水道営業課は、下水道使用料に関し、地方税の滞納処分のためにより滞納処分をすることができる(自治法 231 条の 3 第 3 項)。水道局は、下水道営業課から下水道使用料の徴収事務の委託を受けているものの、水道局として所在が把握できない滞納者の所在調査を尽くし徴収困難と考えたのであれば、そのことを下水道営業課に報告し、下水道営業課との間で、当該滞納者の所在調査の方法及び徴収方法について協議する必要がある。

**(3) 相続人調査(水道による汚水)**

**指摘 27・下水道営業課, 水道局**

少なくとも同居者がいない滞納者が死亡した場合には、相続人調査を実施し、相続人に対して法定相続分に応じて請求すべきである。なお、相続人に対して請求するにあたり、事前に、死亡した滞納者の最後の住所地を管轄区域とする家庭裁判所に対する照会等による相続放棄等の調査を実施することも検討すべきである。

**(事実)**

水道局では、同居者がいない滞納者が死亡した場合、相続人調査を実施せず、また、相続人から徴収していない。

**(理由)**

滞納者の死亡によって相続が開始し、相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する(民法 882 条, 896 条)から、死亡した滞納者の下水道使用料の納付義務を承継する。

**(4) 督促(水道による汚水)**

**指摘 28・下水道営業課，水道局**

納期限後 20 日までに督促状を送付すべきである。

(事実)

督促状は，納期限の翌月 4 営業日に送付している。督促状の送付日が，月によっては 20 日以内にできていないことがある。

(理由)

下水道使用料を納期限日までに納付しない場合，納期限後 20 日までに督促状を発しなければならない（分担金条例 2 条）。

(5) 滞納処分（井水による汚水・水道による汚水）

**指摘 29・下水道営業課**

下水道使用料は，強制徴収債権であるから，滞納処分を検討すべきである。

**指摘 30・下水道営業課**

滞納処分の従事に必要となる徴収吏員証を担当者に交付して，滞納処分を実施する体制を整えるべきである。

**意見 20・下水道営業課，水道局**

下水道営業課が適時に下水道使用料（水道による汚水）の滞納処分を実施できるように，水道局の下水道営業課に対する下水道使用料の徴収事務に関する報告内容及び報告時期等を見直すことが望ましい。

**意見 21・下水道営業課，料金課**

滞納処分を効率的に実施するため，例えば下水道事業負担金の徴収事務を担当している料金課等，滞納処分のノウハウの蓄積がある他の課と協力するのが望ましい。

(事実)

下水道営業課では，これまで滞納処分の実績がない。また，下水道営業課は，滞納処分の際に必要な徴収吏員証を担当者に交付していない。

水道局は，毎月，下水道営業課に対して，滞納額上位 240 人を報告している。しかしながら，下水道営業課は，生活に欠かせない下水道使用料を滞納するということは，総じて生活に困窮しているものと認識しており，徴収不能であると一律に考えていたため，個々のケースの滞納処分について検討していない。

下水道営業課では，下水道使用料の滞納整理及び滞納処分に従事する職員が 4 名しかおらず，その職員は他の分掌事務も兼務し

ている。

**(理由)**

下水道使用料は、地方税の滞納処分の例により滞納処分をすることができる（自治法 231 条の 3 第 3 項）。下水道使用料の滞納処分に従事する職員は、その職務に従事するときは、岡山市下水道使用料徴収職員証票（様式 21 号）（**下水道営業課資料 2**）を携帯し、関係人の請求があったときには、これを提示しなければならない（下水道条例施行規則 50 条）。

下水道営業課が下水道使用料に関し滞納処分を実施するためには、水道局が下水道営業課に対して滞納処分に必要な情報を適時に報告することが不可欠である。

下水道営業課では、下水道使用料の滞納処分に従事する職員が少人数である等、マンパワー不足が懸念されるし、また、滞納処分の実績がなく滞納処分のノウハウの蓄積もないから、今後、滞納処分を効率的に実施するためには、滞納処分のノウハウの蓄積がある他の課と協力する必要がある。

## 下水道営業課資料 2

様式第 21 号 (第 50 条関係)

(表面)

第 号
岡山市下水道使用料徴収職員証票
氏名
年 月 日生
上記の者は、本市下水道使用料徴収職員であることを証明する。
年 月 日発行
岡山市長 印

(裏面)

注 意
1 この証は、下水道使用料に関する滞納処分に従事する場合には、必ず携帯しなければならない。
2 この証は、関係人から請求があった場合には、いつでも提示しなければならない。
3 この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
4 この証は、当該職員としての身分を喪失した場合は直ちに返却しなければならない。
5 この証の有効期間は、発行の日から5年とする。

### ■下水道条例施行規則

第 50 条 使用料の滞納処分に従事する職員は、その職務に従事するときは、岡山市下水道使用料徴収職員証票(様式第 21 号)を携帯し、関係人の請求があったときには、これを提示しなければならない

### (6) 分納誓約 (井水による汚水・水道による汚水)

#### 指摘 31・下水道営業課, 水道局

分納誓約は、必ず、滞納者の資産・負債、収入・支出等の状況を具体的に把握した上で、その裏付けとなる資料の提出を求め、分割納付が客観的・合理的にみてやむを得ないといえるか否かを検討すべきである。

(事実)

水道局によれば、下水道使用料に関し、滞納者が分納誓約するケースがあるとのことである。下水道営業課及び水道局では、分

納誓約の運用にあたり，分割金額や分割期間等について内部的な基準がなく，担当者の判断に委ねられている。

**（理由）**

分納誓約書は，滞納者が一方的に差し入れるものであるが，分納誓約のとおり納付している限り滞納処分をされないという事実上の効果がある。このような事実上の効果を伴う以上，分割金額や分割期間等について無制限に許されるべきではない。

**(7) 延滞金（水道による汚水・井水による汚水）**

**指摘 32・下水道営業課，水道局**

**納期限までに納付しない場合，延滞金の徴収努力をすべきである。**

**（事実）**

下水道営業課及び水道局では，検討することなく，延滞金を徴収していない。

**（理由）**

督促状を発した場合においては，納期限の翌日から収入金完納の日までの期間の日数に応じ，所定の割合をもって計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収しなければならない（分担金条例 5 条）。もっとも，延滞金を納付しなければならないもののうち，収入金を納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認めた場合は，これを減免することができる（分担金条例 7 条）。

## 第 2 児童養護施設等措置費負担金

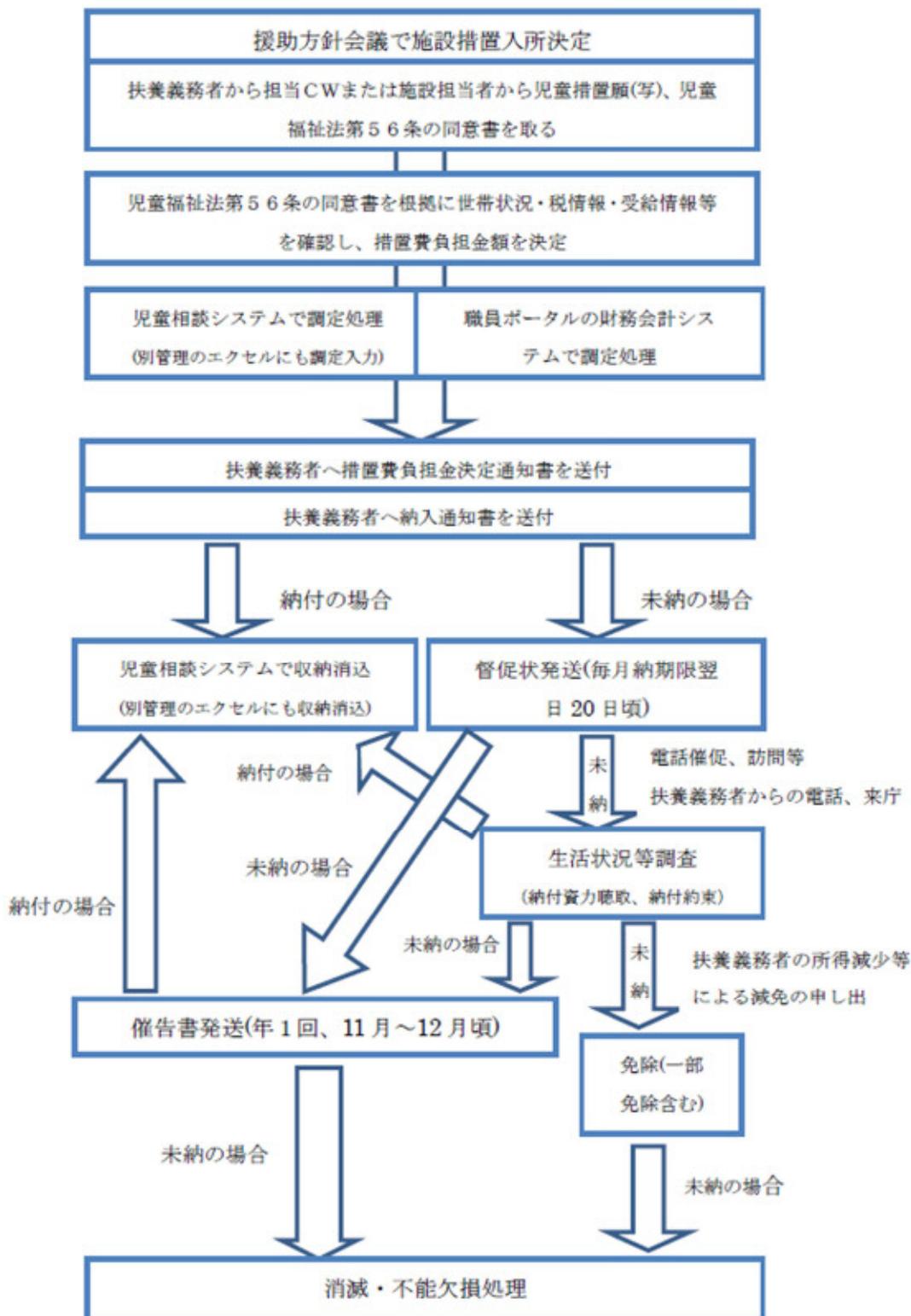
### 1 監査対象部署

こども総合相談所

### 2 監査対象債権の概要

- (1) 児童福祉法 27 条 1 項 3 号等により児童を児童養護施設等へ入所させる措置を取った場合、児童福祉法 56 条 2 項、市児童福祉法等施行細則 14 条により、市長は、本人又はその扶養義務者から、負担能力に応じた負担金を徴収するものとされ、児童福祉施設等への入所の措置等又は委託に要する費用のうち本人又はその扶養義務者から徴収する費用の基準（告示）を定めている。
- (2) また、児童養護施設等措置費負担金の減免について、措置費負担金減免取扱要綱（こども総合相談所資料 2）を定めている。
- (3) こども総合相談所では、児相システムで収入状況表を作成して債権残高を管理するとともに、Excel ファイルにより時効管理等を行っている。
- (4) 債権管理の事務執行フロー図はこども総合相談所資料 1 のとおりである。

こども総合相談所資料 1 (こども総合相談所提供)



### 3 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	現年	16,232,340	18,124,077	19,202,782
	繰越	29,162,338	30,338,538	31,148,595
	合計	45,394,678	48,462,615	50,351,377
収入金	現年	9,645,080	11,562,618	11,792,852
	繰越	275,900	601,400	244,676
	合計	9,920,980	12,164,018	12,037,528
収入未済額	現年	6,587,260	6,561,459	7,409,930
	繰越	23,751,278	24,587,136	25,430,369
	合計	30,338,538	31,148,595	32,840,299
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	5,135,160	5,150,002	5,473,550
	合計	5,135,160	5,150,002	5,473,550

### 4 指摘・意見

#### (1) 分納誓約

##### 指摘 33・こども総合相談所

分納誓約は、滞納者から必ず文書で提出させるべきである。

##### (事実)

平成29年度において滞納者が分納誓約した件数は13件であった。こども総合相談所では、納付相談の際に、滞納者から分納誓約の申出があったときは、当該滞納者の収納状況表に担当者が手書きで記録し、分納誓約書を提出させていない。

##### (理由)

分納誓約は、滞納者に債務を認識させ、納付を促進する効果だけでなく、時効中断事由として債務全体の「承認」(自治法236条3項, 民法147条3号)にあたると考えられることから、文書で提出させることによって証拠化する必要がある。

#### (2) 延滞金

##### 指摘 34・こども総合相談所

納期限までに納付しない場合、延滞金の徴収努力をすべきで

ある。延滞金を減免する場合には、納期限までに納付しなかったことについて「やむを得ない事由」があることを確認すべきである。

**(事実)**

こども総合相談所によれば、平成 21 年に内部で議論した結果、納期限までに納付しない場合であっても延滞金を徴収しないことを決めたとのことであるが、その議事録が残っていない。延滞金を徴収しないことに決めた理由は、児童養護施設等措置費負担金については、児童福祉の観点から一律的に分担金条例 7 条に定める「やむを得ない事由がある」ことに該当するからであるとのことである。

**(理由)**

分担金条例 7 条が「収入金を納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認めた場合は、これを減免することができる。」と定めているので、延滞金を減免する場合には、「やむを得ない事由」があることを確認する必要がある。

児童福祉の観点から一律的に納期限までに納付しない滞納者から延滞金を徴収しない取扱いは、納期限までに納付している者との公平性を欠いている。

**(3) 滞納処分（実施体制等）**

**指摘 35・こども総合相談所**

児童養護施設等措置費負担金は、強制徴収債権であるから、滞納処分を検討すべきである。

**指摘 36・こども総合相談所**

滞納処分を実施する体制を整えるべきである。

**意見 22・こども総合相談所**

滞納処分を効率的に実施するため、例えば児童養護施設等措置費負担金と同様の強制徴収債権である保育料等の徴収事務を担当している料金課等、滞納処分のノウハウの蓄積がある他の課と協力するのが望ましい。

**(事実)**

こども総合相談所では、少なくとも平成 29 年度において滞納処分をしていない。滞納処分をしていない理由は、こども総合相談所の指導に基づいてやむを得ず入所に同意している保

護者も多いため、児童福祉の観点から、保護者と児童相談所が対立しないようにするためであるとのことである。

また、こども総合相談所では、滞納処分を検討するために、滞納者の資産・負債，収入・支出等に関する情報を収集していないとのことである。

こども総合相談所の課係別職員配置表によれば，児童養護施設等措置費負担金の賦課・徴収に従事する職員が1名しかいないし，その職員は他の分掌事務も兼務している。

#### **(理由)**

児童養護施設等措置費負担金は，地方税の滞納処分の例により滞納処分をすることができる（児童福祉法56条6項）。滞納処分を検討しないまま，時効消滅により不納欠損する事務処理をすべきではない。児童福祉の観点から一律的に納期限までに納付しない滞納者に対して滞納処分をしない取扱いは，納期限までに納付している者との公平性を欠いている。

こども総合相談所では，児童養護施設等措置費負担金の滞納処分から従事する職員が1人しかいない等，明らかなマンパワー不足であり，また，滞納処分のノウハウの蓄積もないから，今後，滞納処分を効率的に実施するためには，滞納処分のノウハウの蓄積がある他の課と協力する必要がある。

#### **(4) その他（還付充当の通知）**

##### **指摘 37・こども総合相談所**

**過誤納金を還付充当したときは，原則として文書を作成して通知することを徹底すべきである。**

#### **(事実)**

こども総合相談所によれば，過誤納金を還付充当する場合，平成28年度は文書を作成して通知していた。しかし，平成29年度は児童養護施設等措置費負担金を口座振替により納付している者に対しては文書を作成して通知しているが，それ以外の者1名に対しては口頭で通知していたとのことである。

#### **(理由)**

児童養護施設等措置費負担金は，自治法231条の3第3項「その他の地方公共団体の歳入」に該当するところ，自治法231条の3第4項は，地方公共団体の歳入の還付に関する書類の送達については，地方税の例によると定めている。地方税法17条

の 2 第 5 項は、過誤納金を還付充当したときは、その旨を納税者に通知しなければならないと定めている。

文書取扱規程 3 条によると、事案を処理する場合は、原則として文書を作成しなければならないから、口座振替による納入をしている者以外の者に対しても文書を作成して通知する必要がある。

#### (5) その他（減免）

##### **指摘 38・こども総合相談所**

**措置費負担金減免取扱要綱（こども総合相談所資料 2）2 条 4 号及び 4 条 4 号の判断過程が不明確であり、各条項を適切に判断すべきである。**

##### **（事実）**

措置費負担金の減免は、市児童福祉法等施行細則 15 条に定められている。同条の事務等は、措置費負担金減免取扱要綱に定められている。

措置費負担金減免取扱要綱第 2 条 4 号による減免事由の判断において、債務者から提出された児童養護施設等措置費負担金減免申請書に記載された債務者世帯の家計支出額を政府統計数値等の標準的な家計収支と比較検討していない事例があった。

また、措置費負担金減免取扱要綱 4 条 4 号による減免額の判断において、減免額の判断理由が不明確な事例があった。

##### **（理由）**

措置費負担金減免取扱要綱 2 条 4 号の減免は、「その他前各号に準ずる特別の事情があると、市長が認める場合」（措置費負担金減免取扱要綱 2 条 4 号）であって、「費用負担能力に対して負担金が著しく過重な負担になる」事情を検討することになる。債務者から提出された児童養護施設等措置費負担金減免申請書に記載された債務者世帯の家計収支額を、標準的な家計収支と比較検討しなければ、単に家計支出額が過大である債務者の負担金を減免することになりかねないし、費用負担能力に対して著しく過重な負担であるか否かが不明確となる。

また、措置費負担金減免取扱要綱 4 条 4 号の減免額は、「市長が必要と認める金額」を検討することになる。どのような理由で減免額を決定したか、判断過程を明確にしておく必要がある。

る。

■市児童福祉法等施行細則

第 15 条 市長は、措置児童等本人又はその扶養義務者が失業、疾病等により著しく所得が減少し、負担金の納入が困難であると認めるときその他市長が特別の事情があると認めるときは、負担金の額を減免することができる。

## こども総合相談所資料 2 (こども総合相談所提供)

### 岡山市措置費負担金減免取扱要綱

#### 第1 目的

この要綱は、岡山市児童福祉法等施行細則（平成21年市規則第99号。以下「施行細則」という。）第14条の規定に基づき、施行細則第13条に基づく措置費負担金（以下「負担金」という。）の額の減免に関し、必要な事項を定めるものである。

#### 第2 減免事由等

市長は、措置児童等本人又はその扶養義務者（以下「扶養義務者等」という。）が、次の各号に掲げる減免事由のいずれかに該当し、費用負担能力に対して、負担金が著しく過重な負担になると認めるときは、負担金の額を減額、又は免除することができる。

- (1) 失業・疾病等により、前年の収入に比べ、当該年の扶養義務者等の世帯の収入が著しく減少した場合  
申請前3ヶ月以上の収入状況により、推定年間所得額を計算し、推定年間所得額が前年の所得額と比較し、7割以下に減少したとき。
- (2) 世帯内に疾病者があり、2ヶ月以上継続して、疾病者の医療若しくはこれに準ずる諸経費（以下「医療費等」という。）を支払っており、前年に比べ医療費等の経費が著しく増加する場合  
申請月までの2ヶ月以上の医療費等の支払額の月平均が、世帯の月平均所得額（申請前3ヶ月以上の収入状況により積算）の3割以上となるとき。
- (3) 当該世帯が火災・風水害・地震その他の災害により家屋等に損害が発生した場合
- (4) その他前各号に準ずる特別の事情があると、市長が認める場合

#### 第3 減免の手続き

1 負担金の減免を受けようとするものは、次に定める書類を添付し、「児童養護施設等措置費負担金減免申請書（施行細則第14条第2項様式第12号）」を、市長に提出しなければならない。

- (1) 市町村民税又は国民健康保険料の減免を受けている場合  
減免を受けていることを証明する書類
- (2) (1)に該当しない場合
  - ①第2第1号による減免の申請をする場合
    - ・収入を証明する書類（申請前3か月分以上の月額明細書、収支内訳書等（失業保険、遺族年金、障害年金等非課税収入を含む））
    - ・失業、廃業等の事実が証明できる書類（退職等をしている場合）
    - ・その他減免の手続きに必要な書類
  - ②第2第2号による減免の申請をする場合
    - ・収入を証明する書類
    - ・疾病等を証明する診断書
    - ・医療費等の領収書
    - ・その他減免の手続に必要な書類

③第2第3号による減免を申請する場合

- ・収入を証明する書類
- ・罹災証明書
- ・保険金等の受取を証明する書類
- ・その他減免の手続きに必要な書類

④第2第4号による減免を申請する場合

- ・収入を証明する書類
- ・その他減免の手続きに必要な書類

2 市長は、第1項の申請を受理したときは、申請の内容を審査し、減免の可否を決定するものとする。

なお、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、減免の申請を却下することができる。

- (1) 減免の申請に係る書類等を指定する期間までに提出しない場合
- (2) 非課税収入等の状況から負担能力が減少したと認められない場合

#### 第4 減免額

市長は、審査により負担金を減免することが適当と認めるときは、次の各号に掲げる減免の申請の区分に応じ、次の各号に定める額を減免するものとする。

(1) 第2第1号に該当する場合

推定年間所得額に基づき積算した税額に対応する階層を、減免後の階層とし、現負担金月額との差額を減免額とする。

(2) 第2第2号に該当する場合

減免額は、別表1に定める金額とする。

(3) 第2第3号に該当する場合

減免額は、別表2に定める金額とする。

(4) 第2第4号に該当する場合

減免額は、市長が必要と認める金額とする。

#### 第5 減免の期間等

第4(1)、(2)、(4)の場合、負担金の減免は、当該申請のあった日の翌月分から、入所期間内で市長が必要と認める期間とする。また、(3)の場合は、申請のあった翌月から別表2に定める期間とする。

なお、翌年度負担金の額が改定された際には、改めて減免の申請を必要とし、減免の可否の審査を行うものとする。

#### 第6 減免の決定

市長は、負担金の減免の可否を決定した場合、「負担金減免決定(却下)通知書(様式1)」により、申請者に通知する。

#### 第7 減免を受けた者の届出

負担金の減免を受けている者は、減免を受けている期間において、収入又は支出の状況、

その他減免の理由となる生活状況の変更が生じたときは、速やかに「負担金減免変更届出書（様式2）」を提出しなければならない。

#### 第8 減免の取り消し

- 1 市長は、負担金の減免を受けた者が、虚偽の申請その他不正の行為により減免の措置を受けたと認められるとき、または、資力の回復その他事情の変化により減免が不相当と認められるときは、減免の措置を取り消し、「負担金減免取消通知書（様式3）」により通知するとともに、減免により免れた当該負担金額を徴収するものとする。
- 2 市長は、第7の届出を受理した場合において、減免の事由を欠くことになったと認められるときは、減免の措置を取り消し、「負担金減免取消通知書（様式3）」により、通知するとともに、その翌月以降の負担金月額を徴収するものとする。

別表1（第4（2）関係）

医療費等の支払額の月平均が、世帯の月平均所得額に占める割合	減 免 額
70%以上	負担金月額全額
50%以上	負担金月額の50%
30%以上	負担金月額の30%

別表2（第4（3）関係）

火災、風水害、地震その他の災害により家屋等に損害があった場合の損害の状況	減 免 期 間	減 免 額
全焼、全壊の場合	6ヶ月	負担金月額全額
半焼、半壊の場合	6ヶ月	負担金月額の50%
火災、水害等による水損（床下浸水を除く）の場合	3ヶ月	負担金月額の30%

※別表1、別表2、いずれも減免額は100円未満の端数を切り捨てる。

### 第 3 介護報酬不正請求返還金

#### 1 監査対象部署

介護保険課

#### 2 監査対象債権の概要

本件の介護報酬不正請求返還金は、平成 27 年 9 月から同 29 年 1 月にかけて、同一ヘルパーが同じ時間に最大で 5 人にサービスを提供したとする虚偽の記録によって介護報酬を不正請求し、あるいは提供した記録がないサービスにつき請求して、市から支払を受けた指定居宅サービス事業者 A 社に対して、市が支払った介護給付費の返還及び加算額（40%）の支払を介護保険法 22 条 3 項に基づき命じたものである。

なお、介護報酬不正請求返還金は、従前は、民法上の不当利得返還請求権にすぎなかったが、平成 20 年の介護保険法の改正により、公法上の強制徴収債権とされた（介護保険法 144 条、自治法 231 条の 3）。

##### 〔事件の概要〕

事業者指導課が内部通報に基づき、平成 29 年 1 月～8 月にかけて、A 社の監査を実施したところ、平成 27 年 9 月 1 日以降につき、不正請求等が認められたため、平成 29 年 10 月 25 日、A 社に対して、介護サービス事業者の指定取消し及び不正請求にかかる介護報酬の返還命令がなされた。

他方で、A 社が市税を滞納していたため、不正請求の返還手続とは別個に、収納課による滞納処分（具体的には岡山県国民健康保険団体連合会を第三債務者とする介護報酬債権の差押）が先行しており、A 社の財産情報は、収納課から介護保険課に提供された。

##### 〔納付命令，納期限〕

返還すべき金額は、事業者指導課の監査に基づき、平成 27 年 9 月 1 日～平成 29 年 1 月 31 日までの期間に A 社に支払われた 60,296,326 円及びこれに対する 40% の加算額 24,118,530 円の合計 84,414,856 円と決定された。

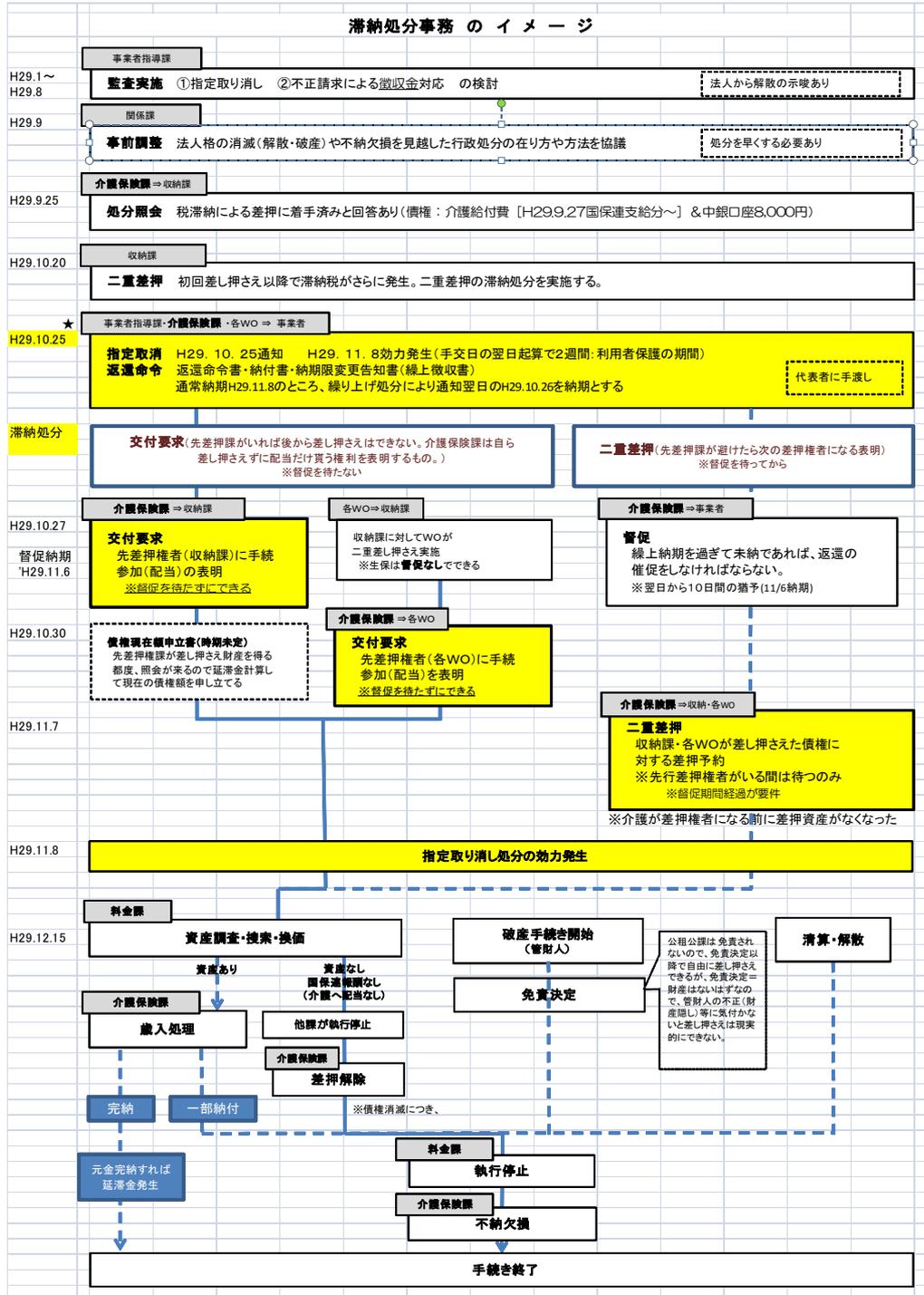
返還命令書の納期限は、平成 29 年 11 月 8 日とされたが、同命令書と同日になされた納期限変更告知書により、同年 10 月 26 日に納期限が繰り上げられた。

##### 〔参照法令等〕

債権管理において主に参照している法令等は、介護保険法，地方税法，自治法，自治令，国税徴収法，債権管理条例，債権管理条例施行規則である。

〔介護保険課が把握する介護報酬不正請求返還金の賦課，滞納処分のフロー〕

介護保険課資料 1（介護保険課提供）



### 3 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	現年	0	0	84,414,856
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	84,414,856
収入額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0
収入未済額	現年	0	0	84,414,856
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	84,414,856
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0

### 4 指摘・意見

#### (1) 法的措置（刑事告訴，訴訟手続等）

##### 意見 23・介護保険課

組織的関与のない不正請求のケースにおいては、実地指導を徹底していくのが望ましいところ、既にその指導がなされており、今後も実地指導の強化が望ましい。また、本件における重複請求の防止のためには、実地指導において、同一ヘルパーのサービス提供時間を名寄せして、重複請求されている時間帯の有無を検査することで、同種事案を防止するのが望ましい。他方で、組織的関与のある不正請求のケースにおいては、一般予防の観点から、刑事告訴により、刑事手続に委ねるのが望ましい。

##### 意見 24・介護保険課

訪問介護サービス提供記録票（以下「提供記録票」という。）作成者とともに、A社代表取締役及び施設長に対して、損害賠償請求訴訟を提起するのが望ましい。

##### （事実）

本件不正請求の大半を占めるのは、同一ヘルパーが、有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅等において、同一時間帯

に複数の利用者に対して、訪問介護サービスを提供したというものである。その介護報酬は約 55,360,000 円である。

このサービス提供結果については、提供記録票に、利用者氏名、ヘルパー氏名、サービス提供日、提供時間、サービス種類、サービス内容及び特記事項等が記載される。この提供記録の作成者は、基本的には当該サービスを提供したヘルパーであるが、他のヘルパーが代わって記載することもある。

作成者自身は、同一時間帯の重複するサービスの提供につき、認識があるが、そのような処理を誰とはなしに教えられて、不適正とは思いつつも、記載された時間帯に遅れてサービス提供される場合もあるので、そのまま記載していたようである。

この提供記録票は国民健康保険団体連合会に送付される資料ではなく、事業者が保管しておくものにすぎない。

しかし、この提供記録票に基づき、被保険者ごとの月別サービス提供票（以下「提供票」という。）の実績欄にチェックがなされ、その集計に基づき、国民健康保険団体連合会の請求フォームの端末入力により介護保険報酬の請求がなされている。

他方、A社代表取締役は、ヘルパーに対して、上記のような提供記録の作成方法を指導した事実はない旨申し立てており、ヘルパーからの聴き取りでもA社代表取締役の指示は明確とは言い難いとのことである。

また、上記以外に、提供記録が保管されていない介護報酬は、約 3,110,000 円、ヘルパーの勤務時間外のサービス提供による介護報酬が 1,810,000 円である。

これらの状況を踏まえて、サービス提供事業者に対して、平成 29 年 10 月 26 日から 12 月 22 日にかけて、緊急の現地指導が行われた。A社代表取締役ほか不正請求関与者に対する刑事告訴及び損害賠償請求については、刑事告訴に関して、行政執行適正化推進課及び岡山県警と協議・相談を行い、岡山県警から「代表者（管理者）や従業者への聴き取り状況からは、組織的関与や指示があったと断定するのは難しい。近年の証拠重視の傾向からも、詐欺罪としての証拠には不足しており、立件は難しい。」との見解を得て、また、損害賠償請求に関して、顧問弁護士と相談を行い、「A社代表取締役に会社法上及び民法上の責任を問うのは困難。施設長に民法上の責任を問うのも困難。」との見解を得て、検討のうえ見送られている。

なお、A社及びA社代表取締役は平成30年11月6日岡山地方裁判所から破産手続開始決定を受けている。

**(理由)**

介護報酬不正請求返還金のうち、介護給付費に係る不正利得返還金は、60,000,000円を超える多額に上っており、かつ回収は破産財団の状況にもよるが、多くを望めないと考えられる。

とすれば、今後本件のような返還金を発生させないための措置をとることが、最大の成果を得る所以である。

組織的関与のない不正請求のケースにおいては、実地指導を徹底する必要がある。他方で、組織的関与のある不正請求のケースにおいては、実地指導のみで防止することは困難と考えられる。本件においては、ひとまず刑事告訴が見送られているが、刑事告訴に基づき捜査が遂げられることによって、新たな事実や証拠が出てくることもあるし、何よりも、被害額を考えると、刑事告訴を見送るのは、市民の理解を得がたいと考えられる。

提供記録票の作成者には、物理的にサービス提供できない重複した時間帯にサービス提供した旨を提供記録票に記載している認識があるのであるから、提供票が作成され、提供票に基づき国民健康保険団体連合会の請求フォームの端末入力により介護報酬が請求されることを予見することは可能であったと考えられる。

そのような介護報酬の請求が不正なものであることも容易に理解できると考えられるから、提供記録票作成者には、不正請求回避義務があり、具体的には、上司である施設長等に相談して、その指示を受けるべきであったと考えられる。

他方で、A社代表取締役及び施設長は、不正な報酬請求行為がなされないよう被用者を監督し、適正な報酬請求を行う体制を整備する義務が認められる可能性があり、仮にその義務が認められ、これを怠ったとした場合、使用者（民法715条1項）又は代理監督者（民法715条2項）の責任を負うと考えられる。A社代表取締役及び施設長の民事上の責任については、不正の認識の立証困難性等を考慮して、見送られているが、提供記録の精査により、重複請求であることは容易に判明すると考えられ、A社代表取締役及び施設長に、被用者の監督義務違反が認められる可能性があり、被害額を考えると、損害賠償請求を見送るのは、市民の理解を得がたいと考えられる。損害賠償請求は、本件における被害回

復に有効であるばかりでなく，将来における同種事犯の発生を防止するための手続としても，経済性及び効率性が認められる。

## 第4 硫酸ピッチ事件行政代執行費用弁償金

### 1 監査対象部署

産業廃棄物対策課

### 2 監査対象債権の概要

本件の行政代執行費用弁償金は、廃棄物処理法に違反して保管された硫酸ピッチにつき、その処分者等に対して適正処理を命じたにもかかわらず、履行されなかったため、平成19年に、岡山市が処分者に代わって行った硫酸ピッチの撤去及び焼却処分の費用の納付を、処分者等及び排出事業者等に対して行政代執行法に基づき命じたものである。

#### 〔事件の概要〕

平成18年2月、岡山市竹原地区内の倉庫所有者から、貸倉庫にドラム缶の長期放置の相談があり、産業廃棄物対策課職員が立ち入り調査した結果、ドラム缶内容物が硫酸ピッチであることが確認された。

産業廃棄物対策課から岡山県警に通報し、以後その捜査に委ねた。

産業廃棄物対策課は、搬入実行者の事情聴取に基づき、平成18年5月、硫酸ピッチ等の適正処理を命じる措置命令を発出し、他方で、その履行が見込めないことから、代執行の準備を進め、平成19年6月、撤去した硫酸ピッチの焼却処分が終了した。

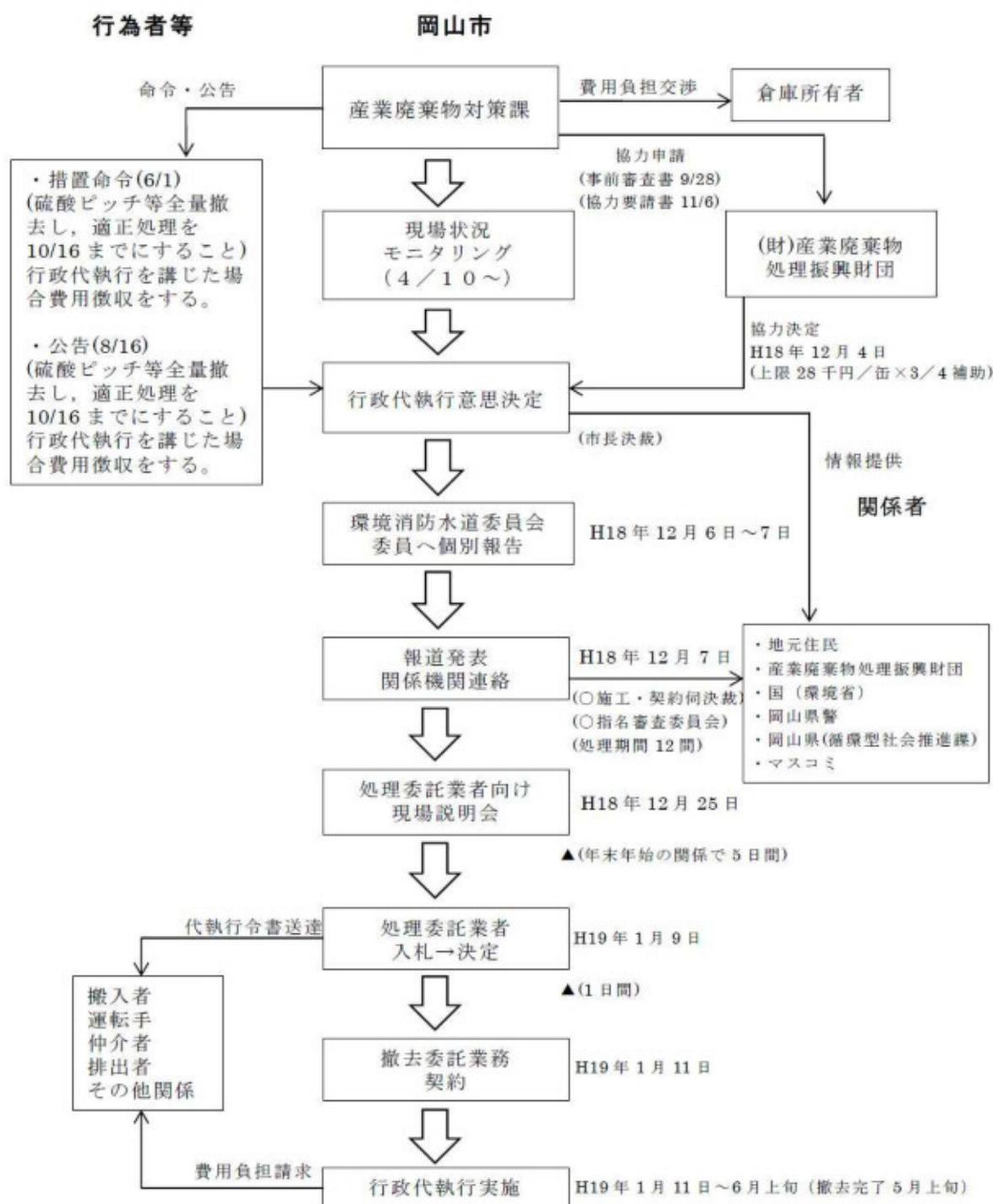
岡山市は、平成19年7月、処分者等及び排出事業者等に対して、代執行に要した費用5700万円余り（排出事業者は自認本数での算出金額）の納付命令を発出した。

なお、代執行に要した費用のうち、4000万円余りは、産業廃棄物適正処理推進センターからの出損金（廃棄物処理法13条の13）で賄われた。

行政代執行の手順は、**産業廃棄物対策課資料1**のとおりである。

産業廃棄物対策課資料 1 (産業廃棄物対策課提供)

岡山市竹原地内硫酸ピッチ不適正保管事案の行政代執行フロー



### 〔納付義務者〕

行政代執行法 5 条は、「代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対して、文書をもってその納付を命じなければならない。」と定めており、本件における義務者は、硫酸ピッチの適正処分を命じる内容の措置命令を受けた処分者等及び排出事業者等である。

### 〔納付すべき金額〕

納付義務者が納付すべき、「代執行に要した費用」とは「代執行を行わなければ発生し得なかった費用であり、代執行の実務を行うに際し発生した費用」とされている。

具体的には、代執行委託業者への委託料及び代執行責任者としての行政側の実務費であり、義務違反の確認のために要した調査費や環境省等への協議のための旅費は含まれない。

### 〔参照法令等〕

債権管理において主に参照している法令等は、廃棄物処理法，行政代執行法，国税徴収法，自治法，自治令及び地方税法である。

## 3 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	0	0	0
	繰越	56,813,284	56,801,284	56,786,284
	合計	56,813,284	56,801,284	56,786,284
収入額	現年	0	0	0
	繰越	12,000	15,000	12,000
	合計	12,000	15,000	12,000
収入未済額	現年	0	0	0
	繰越	56,801,284	56,786,284	56,774,284
	合計	56,801,284	56,786,284	56,774,284
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0

## 4 指摘・意見

## (1) 債権管理台帳

### 指摘 39・産業廃棄物対策課

**債務者全員について、債権管理条例 4 条及び同施行規則 2 条の要件を満たした債権管理台帳を整備すべきである。**

#### (事実)

同一の行政代執行費用につき、弁償金を負担すべき債務者が複数存在し、不可分債務として処理されている。また、そのうち排出事業者については、その負担すべき金額が硫酸ピッチに關与した相当数に応じたものとなるため、債権の金額が、他の債務者と異なっている。債務者全員について、債権管理台帳が整備されていない。

#### (理由)

債権管理条例 4 条及び同施行規則 2 条の要件を満たした債権管理台帳を整備しなければならない。

また、不可分債務について、ある債務者の債務承認による時効中断の効力は、相対効（承認した者についてのみ中断の効果が生じること。）しかなく、他の債務者に及ばない（民法 430 条，440 条）。例えば、ある債務者から分納誓約やこれに基づく分割納付がなされた場合であっても、他の債務者に時効中断の効力が及ばない。そのため、債務者ごとに時効管理をするためには、債務者全員について債権管理台帳を作成する必要がある。

## (2) 時効

### 指摘 40・産業廃棄物対策課

**滞納者の財産を調査し、滞納処分を検討することなく、時効消滅させるべきではない。**

#### (事実)

滞納者のうち 1 人が死亡し相続を開始したが、相続人全員が相続放棄をしなかったため、相続人全員に対して納付義務継承通知及び納付命令書、督促状を送付した。

市職員の聴き取りによって債務を承認する旨の確認書を作成したのは、相続人妻のみであり、また、断続的に分納しているのも相続人妻のみであったが、滞納者全員について滞納処分を行っていない。

#### (理由)

行政代執行費用弁償金の徴収については、国税滞納処分の例に

よる（行政代執行法 6 条）。

国税について相続があった場合，相続人は，その被相続人が納付し，若しくは徴収されるべき国税を納める義務を承継する。相続人が 2 人以上ある場合，承継する国税の額は，法定相続分で按分して計算した額である（国税通則法 5 条 1 項，同条 2 項）。

時効中断は，専ら債務承認の確認書とこれに基づく僅少額の一部弁済によっている。相続人妻の債務承認による時効中断の効力は，相対効（承認した者についてのみ中断の効果が生じること。）しかなく，相続人子らに対して及ばない。そのため，相続人子らについては，督促状の送達日の翌日から 5 年の経過により時効消滅したと考えられる。

#### ■ 行政代執行法

**第 6 条** 代執行に要した費用は，国税滞納処分の例により，これを徴収することができる。

#### ■ 国税通則法

**第 5 条** 相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）があつた場合には，相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）又は民法（明治 29 年法律第 89 号）第 951 条（相続財産法人の成立）の法人は，その被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）に課されるべき，又はその被相続人が納付し，若しくは徴収されるべき国税（その滞納処分費を含む。次章，第 3 章第 1 節（国税の納付），第 6 章（附帯税），第 7 章第 1 節（国税の更正，決定等の期間制限），第 7 章の 2（国税の調査）及び第 11 章（犯則事件の調査及び処分）を除き，以下同じ。）を納める義務を承継する。この場合において，相続人が限定承認をしたときは，その相続人は，相続によつて得た財産の限度においてのみその国税を納付する責めに任ずる。

2 前項前段の場合において，相続人が 2 人以上あるときは，各相続人が同項前段の規定により承継する国税の額は，同項の国税の額を民法第 900 条から第 902 条まで（法定相続分・代襲相続人の相続分・遺言による相続分の指定）の規定によるその相続分により按分して計算した額とする。

3（省略）

### (3) 滞納処分（年金の差押え）

**指摘 41・産業廃棄物対策課**

年金受給者について、国税徴収法 77 条及び同法 76 条 1 項に基づき年金の差押えの可否を検討し、年金に差押可能金額が生じる場合には、年金の差押えを行い、年金に差押可能金額が生じない場合には、滞納処分の停止を検討すべきである。

**(事実)**

平成 19 年 7 月 23 日に納付命令が発せられて以降、平成 29 年 3 月 31 日までに納付された金額は、全債務者合計 297,760 円（うち処分者等の納付額は 108,000 円）であり、処分者等に対する納付命令額 57,072,044 円に対する収納率は、全債務者合計で 0.52%（処分者等のみで 0.19%）である。この間、滞納処分及び滞納処分の停止が検討されていない。

滞納者のうち年金受給者について、面談を重ねても経済状況が好転したという判断に至らなかったため、年金を差し押さえなかった。

また、同年金の差押えの可否を判断するため、国税徴収法 76 条 1 項に基づく差押可能な金額の計算を行っていない。

当該年金受給者は県外在住のため、職員 2, 3 名が JR（新幹線）を利用して自宅を訪問している。直近 2 回の訪問では、5,000 円及び 3,000 円を徴収した。

**(理由)**

行政代執行費用弁償金の徴収については、国税滞納処分の例による（行政代執行法 6 条）。国税徴収法 77 条によれば、年金のうち、同法 76 条 1 項の計算による差押禁止を超える部分については、差押えが可能である。

JR（新幹線）を利用した自宅訪問による徴収は、交通費が発生する割に徴収額が僅少である。国税徴収法 77 条及び同法 76 条 1 項に基づき年金の差押えの可否を検討することなく、JR（新幹線）を利用した自宅訪問による徴収方法を選択することは、経済性及び効率性の観点から問題がある。

**■行政代執行法**

**第 6 条** 代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

**■国税徴収法**

**第 76 条** 給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に

達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。この場合において、滞納者が同一の期間につき 2 以上の給料等の支払を受けるときは、その合計額につき、第 4 号又は第 5 号に掲げる金額に係る限度を計算するものとする。

一 所得税法第 183 条（給与所得に係る源泉徴収義務）、第 190 条（年末調整）、第 192 条（年末調整に係る不足額の徴収）又は第 212 条（非居住者等の所得に係る源泉徴収義務）の規定によりその給料等につき徴収される所得税に相当する金額  
二 地方税法第 321 条の 3（個人の市町村民税の特別徴収）その他の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によつて徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額

三 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 167 条第 1 項（報酬からの保険料の控除）その他の法令の規定によりその給料等から控除される社会保険料（所得税法第 74 条第 2 項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。）に相当する金額

四 滞納者（その者と生計を一にする親族を含む。）に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 12 条（生活扶助）に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となつた期間に応ずるものを勘案して政令で定める金額

五 その給料等の金額から前各号に掲げる金額の合計額を控除した金額の 100 分の 20 に相当する金額（その金額が前号に掲げる金額の 2 倍に相当する金額をこえるときは、当該金額）。

2（以下省略）

**第 77 条** 社会保険制度に基づき支給される退職年金、老齢年金、普通恩給、休業手当金及びこれらの性質を有する給付（確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項（老齢給付金の支給方法）の規定に基づいて支給される年金、確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）第 35 条第 1 項（老齢給付金の支給方法）（同法第 73 条（企業型年金に係る規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定に基づいて支給される年金その他政令で定める退職年金を含む。）に係る債権は給料等と、退職一時金、一時恩給及びこれらの性質を有する給付（確定給付企業年金法第 38 条第 2 項の規定に基づいて支給される一時金及び同法第 42 条（脱退一時金の支給方法）の規定に基づいて支給される脱退一時金、確定拠出年金法第 35 条第 2 項（同法第 73 条において準用する場合を含む。）の規定に基づいて支給される一時金その他政令で定める退職一時金を含む。）に係る債権は退職手当等とそれぞれみなして、前条の規定を適用する。

#### (4) 滞納処分（給与の差押え）

##### 指摘 42・産業廃棄物対策課

滞納者の収入調査を徹底し，給与所得者については，国税徴収法 77 条及び同法 76 条 1 項に基づき給与の差押えの可否を検討し，給与に差押可能金額が生じる場合には，給与の差押えを行い，給与に差押可能金額が生じない場合には，滞納処分の停止を検討すべきである。

##### （事実）

平成 19 年 7 月 23 日に納付命令が発せられて以降，平成 29 年 3 月 31 日までに納付された金額は，全債務者合計 297,760 円（うち処分者等の納付額は 108,000 円）であり，処分者等に対する納付命令額 57,072,044 円に対する収納率は，全債務者合計で 0.52%（処分者等のみで 0.19%）である。この間，滞納処分及び滞納処分の停止が検討されていない。

平成 29 年 3 月作成の引継書には，滞納者 1 名につき，平成 28 年退職した事実，現在アルバイト中である事実，月額 7 万円の年金収入がある事実が記載されている。

他方で，平成 27 年 12 月 16 日に，K 市市税事務所から，平成 26 年分の総収入が 368 万円余りである旨の回答を得ているが，当時，差押えを行わなかった理由の記載が経過書にはない。

また，その後，上記アルバイト収入の金額につき，再度の照会を行っていない。

##### （理由）

行政代執行費用弁償金の徴収については，国税滞納処分の例による（行政代執行法 6 条）。国税徴収法 77 条によれば，給与のうち，同法 76 条 1 項の計算による差押禁止を超える部分については，差押えが可能である。

##### ■行政代執行法

第6条 代執行に要した費用は，国税滞納処分の例により，これを徴収することができる。

##### ■国税徴収法

第 76 条 給料，賃金，俸給，歳費，退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）については，次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は，差し押えることができない。この場合において，滞納者が同一の期間につき 2 以上の給料等の支払を受けるときは，その合計額につき，

第 4 号又は第 5 号に掲げる金額に係る限度を計算するものとする。

- 一 所得税法第 183 条（給与所得に係る源泉徴収義務）、第 190 条（年末調整）、第 192 条（年末調整に係る不足額の徴収）又は第 212 条（非居住者等の所得に係る源泉徴収義務）の規定によりその給料等につき徴収される所得税に相当する金額
- 二 地方税法第 321 条の 3（個人の市町村民税の特別徴収）その他の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によつて徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額
- 三 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 167 条第 1 項（報酬からの保険料の控除）その他の法令の規定によりその給料等から控除される社会保険料（所得税法第 74 条第 2 項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。）に相当する金額
- 四 滞納者（その者と生計を一にする親族を含む。）に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 12 条（生活扶助）に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となつた期間に応ずるものを勘案して政令で定める金額
- 五 その給料等の金額から前各号に掲げる金額の合計額を控除した金額の 100 分の 20 に相当する金額（その金額が前号に掲げる金額の 2 倍に相当する金額をこえるときは、当該金額）。

2（以下省略）

#### (5) 法的措置（詐欺行為取消権等）

##### **意見 25・産業廃棄物対策課**

売却に対する詐欺行為取消権の行使を検討し、可能であれば、訴訟提起のうえ、徴収の徹底を図るのが望ましい。

##### （事実）

経過書の記載から、納付義務継承滞納者 1 名につき、平成 27 年 12 月母親死亡による相続で不動産を所有していたが、差押えが行われないうえ、親族に売却された形跡が窺われるが、差押えの可否を調査検討したか否か明らかでない。

##### （理由）

滞納者が支払不能の状況の中で不動産を売却した場合、詐欺行為取消権の行使を検討する必要がある（民法 424 条）。

#### (6) 行政代執行費用弁償金賦課・徴収マニュアル

##### **意見 26・産業廃棄物対策課**

代執行の実行前後における、代執行費用回収のための資産調査の徹底、代執行実行後の債権管理の方法、滞納処分及び滞納処分の停止手続選択の見極め、弁護士等の専門家への相談等を行うべき手続のマニュアルを作成し、課内及び他課の参考に供するのが望ましい。

**（事実）**

廃棄物の不適正処理案件において、行政代執行費用弁償金の賦課・徴収に関するマニュアルが作成されていない。

**（理由）**

廃棄物の不適正処理案件は少なくないと思われる。行政代執行にまで至る事案は稀であるが、多額となる可能性が高く、かつ、任意の支払が期待できない案件が少なくないと考えられる。今後、同種事案が発生した場合に経済的かつ効率的に徴収するためには、マニュアルの作成が必要である。